

議案第 6 7 号

長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 5 年 1 2 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

人事院勧告の内容に準じて会計年度任用職員の給与等を改めるとともに、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いが整備されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条及び第8条から第10条までの規定中「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条の2 給与条例第18条第1項から第3項までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 給与条例第17条第5項、第17条の2及び第17条の3の規定は、前項において準用する給与条例第18条第1項から第3項までの規定による勤勉手当の支給について準用する。

3 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、再度の任用及び任期の更新により継続する任期の定めが6月以上となったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第23条第1項中「以下この条」の次に「及び次条」を加え、「第21条の規定による」を「第21条までの規定により支給する」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第23条の2 給与条例第18条第1項から第3項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第18条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあつては、その額を算出率で除して得た額）」とあるのは、「基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第19条から第21条までの規定により支給する報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、前項において準用する給与条例第18条第1項から第3項までの規定による勤勉手当の支給について準用する。

3 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員が、再度の任用及び任用の更新により継続する任期の定めが6月以上となったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第27条第2項中「の例による」を「を準用する」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改め、同条第3項中「の例」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第17条関係）

報酬基準月額表

（単位：円）

職種	(1) 行政事務 （他の職種の 区分の適用を 受けないもの を含む。）	(2) 栄養士、歯 科衛生士、作 業療法士その 他これらに準 ずる業務に従 事する会計年 度任用職員で 町長が規則で 定めるもの	(3) 保健師、助 産師、看護師 その他これら に準ずる業務 に従事する会 計年度任用職 員で町長が規 則で定めるも の	(4) 保育士、介 護士、社会福 祉士その他こ れらに準ずる 業務に従事す る会計年度任 用職員で町長 が規則で定め るもの	(5) (2)から(4) までに掲げる 職種のほか、 高度な知識、 経験に基づき 専門的な業務 に従事する会 計年度任用職 員で町長が規 則で定めるも の
号給	報酬基準月額	報酬基準月額	報酬基準月額	報酬基準月額	報酬基準月額
1	147,100	167,200	183,500	162,100	240,900
2	148,100	168,600	184,900	163,200	242,400
3	149,100	170,000	186,400	164,400	243,800
4	150,100	171,400	187,800	165,500	245,200
5	151,200	172,700	189,300	166,600	246,400
6	152,300	174,500	190,800	167,700	248,000
7	153,400	176,200	192,300	168,800	249,500
8	154,400	177,800	193,800	169,900	250,900
9	155,300	179,400	195,000	170,900	252,000
10	156,400	181,100	196,700	172,300	253,400
11	157,500	182,700	198,300	173,600	254,900
12	158,600	184,600	199,800	174,900	256,200
13	159,500	186,000	201,200	176,100	257,500
14	160,600	187,800	203,200	177,600	258,700
15	161,800	189,800	205,300	179,100	259,900
16	162,900	191,600	207,300	180,700	261,100
17	164,000	193,500	209,300	181,800	262,300
18	165,400	194,700	211,300	183,200	263,600
19	166,700	196,200	213,400	184,600	264,900
20	167,900	197,600	215,400	186,000	266,200
21	169,000	198,800	217,300	187,300	267,600

22	170,200	200,300	219,000	189,600	269,100
23	171,400	201,700	220,700	191,800	270,700
24	172,600	203,000	222,400	194,000	272,200
25	173,700	204,600	223,700	196,200	273,800
26	175,200	205,600	225,000	197,900	275,500
27	176,700	206,700	226,100	199,400	277,100
28	178,200	207,800	227,100	200,900	278,700
29	179,600	209,000	228,200	202,400	280,300
30	181,000	210,100	229,000	203,800	281,800
31	182,500	211,200	229,800	205,200	283,300
32	184,000	212,300	230,500	206,600	284,800
33	185,400	213,700	231,600	208,000	285,900
34	187,100	215,000	232,800	209,300	287,500
35	188,800	216,300	233,900	210,600	289,000
36	190,500	217,500	234,900	211,900	290,500
37	192,200	218,500	235,900	213,200	291,900
38	193,300	219,500	237,200	214,400	293,500
39	194,700	220,500	238,500	215,600	295,100
40	195,800	221,500	239,700	216,700	296,700
41	196,800	222,400	240,500	217,800	298,200
42	198,200	223,200	241,500	218,900	299,800
43	199,400	224,000	242,500	219,900	301,300
44	200,600	224,900	243,500	220,900	302,800
45	202,100	225,800	244,500	221,800	304,400
46	203,100	226,700	245,500	222,700	306,000
47	204,000	227,600	246,400	223,600	307,600
48	205,100	228,500	247,200	224,500	309,100
49	206,200	229,200	248,000	225,400	310,000
50	207,200	230,100	248,900	226,300	311,500
51	208,100	231,000	249,800	227,200	313,000
52	209,100	231,800	250,600	228,100	314,600
53	210,200	232,100	251,200	228,900	316,200
54	211,200	232,900	252,100	229,800	317,800
55	212,100	233,500	253,000	230,700	319,300
56	213,000	234,200	253,800	231,500	320,800

57	213,900	234,800	254,500	231,800	322,200
58	214,500	235,400	255,400	232,600	323,400
59	215,200	235,900	256,000	233,300	324,500
60	216,000	236,400	256,800	233,900	325,600
61	216,800	237,000	257,500	234,500	326,300
62	217,300	237,500	258,200	235,200	327,200
63	217,800	238,000	258,900	235,800	328,000
64	218,300	238,600	259,600	236,300	328,800
65	218,800	239,100	260,200	236,800	329,600
66	219,400	239,600	260,900	237,300	330,000
67	220,000	240,200	261,500	237,800	330,600
68	220,500	240,700	262,100	238,400	331,300
69	220,800	241,200	262,700	238,900	332,100
70	221,100	241,700	263,300	239,400	332,800
71	221,400	242,100	264,100	239,900	333,500
72	221,700	242,600	264,900	240,400	334,100
73	221,900	243,100	266,100	240,900	334,600
74	222,300	243,600	267,200	241,400	335,200
75	222,600	244,100	268,200	241,800	335,700
76	223,000	244,600	269,200	242,300	336,300
77	223,200	244,900	270,100	242,800	336,600
78	223,700	245,200	271,000	243,300	337,100
79	224,000	245,500	271,900	243,800	337,500
80	224,300	245,700	272,800	244,300	337,900
81	224,600	245,900	273,600	244,700	338,300
82	224,900	246,200	274,500	245,200	338,800
83	225,200	246,500	275,400	245,600	339,300
84	225,500	246,700	276,000	246,000	339,800
85	225,800	246,900	276,700	246,400	340,100
86	226,100		277,400	246,800	340,500
87	226,400		278,100	247,200	341,000
88	226,700		278,800	247,600	341,400
89	227,000		279,600	248,000	341,700
90	227,400		280,400	248,500	342,100
91	227,700		281,200	248,800	342,600

92	228,000		282,000	249,100	343,000
93	228,200		282,800	249,400	343,200
94	228,500		283,800		343,600
95	228,800		284,700		344,100
96	229,100		285,600		344,500
97	229,300		286,200		344,700
98	229,600		286,800		345,100
99	229,800		287,400		345,500
100	230,100		288,300		345,800
101	230,400		289,100		346,100
102	230,600		289,900		346,500
103	230,900		290,700		346,900
104	231,200		291,500		347,300
105	231,500		292,100		347,800
106	232,000		292,600		348,200
107	232,300		293,100		348,600
108	232,600		293,500		349,000
109	232,800		293,700		349,500
110	233,200		294,000		349,900
111	233,600		294,200		350,200
112	233,900		294,500		350,500
113	234,100		294,800		351,000
114	234,600		295,000		
115	235,100		295,300		
116	235,600		295,500		
117	235,900		295,800		
118	236,300		296,100		
119	236,700		296,400		
120	237,000		296,700		
121	237,400		297,000		

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第13条の次に1条を加える改正規定、第23条第1項の改正規定（「以下この条」の次に「及び次条」を加える部分に限る。）及び同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の会計年度任用職員給与条例別表第2の規定を適用する場合には、この条例による改正前の長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第2の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例別表第2の規定による給与の内払とみなす。

（長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

4 長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例17号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「、第11条の3及び第13条」を「及び第11条の3」に改める。

（長与町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

5 長与町職員の育児休業等に関する条例（平成22年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第9条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。